

令和元年度 第3回浜松市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 令和2年1月8日(水) 19時00分～20時10分
2. 場 所 浜松市役所 本館8階 全員協議会室
3. 議 題 (1) 令和2年度国民健康保険料について
(2) 平成31年度に対する答申への取組みについて
 ア 保険料収納率向上対策
 イ 医療費適正化対策
 ウ 広報活動
(3) 答申案について
(4) その他

出席者 野澤 英子 前嶋 恭代 黒柳 寿一
磯部 智明 村上 祐介 品川 彰彦
山中 千恵子 高貝 亮 入江 晶子

《開会》

《会長挨拶》

《会議及び会議録の公開》

高貝会長：議事が円滑に進みますよう、ご協力をお願いいたします。本日は、全委員が出席しておりますので、会議は成立します。
では、会議及び会議録の公開につきまして、委員の皆様方にお諮りします。
本日の議題は、「令和2年度国民健康保険料について」が主なものです。原則どおり公開することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

高貝会長：それでは、本日の会議及び会議録については、公開することとします。なお、本日の議事録署名人は、被保険者の代表である前嶋恭代委員と保険医又は保険薬剤師の代表である品川彰彦委員にお願いします。
では、傍聴希望者がいましたら、入室してもらってください。

《傍聴希望者入室》

《議題》

高員会長：それでは、議題に入ります。

本日の進め方につきましては、議題に沿って事務局から説明していただき、その都度、質疑、意見交換を行います。

そして、議題（2）の質疑のあと、答申に向けた協議を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

はじめに、（1）「令和2年度国民健康保険料について」、事務局から説明をお願いします。

《桔川グループ長、水谷グループ長から説明》

高員会長：ただいま、事務局から、直近の実績を踏まえた令和2年度の収支見込と保険料について説明がありました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

黒柳委員：1ページの歳出の③事業費納付金について、先ほどの説明で、確定額は若干下がるのではないかという想定でした。保険給付費や県支出金は第2回の見込より少し増える一方で、事業費納付金がかかるというのはどういう仕組みなのか伺いたい。

計算方法が違うということかも知れませんが、保険給付費が増えているのに、納付金が減るのはなぜか教えてください。

安間課長：歳出の保険給付費と連動するのは、歳入の県支出金です。

ご質問がありました事業費納付金については、仮算定の段階では診療報酬の改定が見込まれていませんでした。その後、診療報酬がマイナス改定で示されたことで、確定係数で算定する場合は診療報酬の減を織り込んだ形で算定されるため、納付金額としては下がってくると見込んでいます。

一方で、医療給付費が伸びていきますと、事業費納付金が不足する可能性が出てきますが、それは次年度以降の事業費納付金に反映されます。

高員会長：保険給付費は、実績を反映して増えるということですが、最近の市内の医療情勢、例えばインフルエンザ等の状況も関係しているのでしょうか。

安間課長：今年度はインフルエンザが例年に比べて早く流行し始めており、本市における医療費の伸びとして影響があると考えています。今年度の実績が上振れしている関係で、令和2年度を見込んだときにも連動した動きになっていると思います。

高貝会長：年によって非常に流行する年と比較的穏やかな年があると思うんですけど、それによってどのくらい医療費が増減するものですか。

座馬補佐：ひと風邪数億円というふうに言われますが、インフルエンザを含め感染症が流行しますと、本市の規模では億単位の増減があると考えております。

桔川G長：診療分で見ると、浜松市ではひと月あたり約40億円を支出しています。それが1億円ほど変わる影響が出てきます。

高貝会長：ありがとうございました。

次に議題（2）「平成31年度に対する答申への取組みについて」は、令和2年度に対する答申の協議の参考になると思いますので、事務局から説明いただいた後、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。それでは事務局から説明をお願いします。

《山下グループ長、竹村グループ長、座馬補佐から説明》

高貝会長：事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

野澤委員：5ページウの課題の（ア）特定健診受診率向上対策について、「他市で受診率が向上した取り組みなどを参考に」となっていますが、他市ではどのような取り組みをされているのでしょうか。

竹村G長：政令市等の他市においても、受診勧奨通知や電話勧奨などの取り組みは本市と同様に行っています。ただ、平成29年度の実績等で、受診率が前年と比べ2%以上向上した政令市3市の取り組みを調べますと、同じように受診勧奨通知を送っていますが、そのうち2市がAIを活用して送付対象者を選定し、ナッジ理論を用いて通知を作成していました。本市においても令和2年度からAIを活用した取り組みを検討しているところです。

黒柳委員：3ページの収納率の向上について、口座振替率が64%くらいということで、これは低いかなと思います。納付書よりも口座振替にした方が楽だと思いますが、低い原因を教えてください。国保加入時はペイジー口座振替受付サービスで簡単に登録ができるようになったんですね。それから、民間委託で登録勧奨をしているということで、口座振替率の向上についてどういうアプローチをしているのかももう少し詳しく知りたいと思います。

なぜ皆さんは口座振替にしないのかというのが不思議に感じます。窓口で口座登録するようにしっかりお願いしているのでしょうか。

安間課長：本市における保険料の納付方法は、条例施行規則の中で、口座振替を原則とすることを定めております。その定めに沿って、基本的には、窓口にお見えになったお客様には、口座振替登録のご案内をしております。

口座振替するためには、口座振替依頼書を金融機関へお持ちいただき、ご本人に手続きをしていただかなければならない点が手間ございます。それを解消するために、区役所の窓口にお見えになったお客様がキャッシュカードをお持ちであれば機器に通すだけで、口座振替登録が完了できる仕組みを平成30年10月から導入しております。

納付書より口座振替の方が利便性は高いですし、本市としても収納率の向上に寄与します。今後も引き続き、条例の施行規則の定めにもありますので、各区役所長寿保険課の窓口と連携して積極的に口座振替を進めていきます。

加えて、コンビニエンスストアで納める手段もございます。コンビニエンスストアへ持って行くと、好きなタイミングで国保料を納められる利便性の方を選択されるお客様もいます。

これらの取り組みに加えて、令和2年4月からクレジットカードやインターネットバンキング収納を導入します。ご自宅で納付書に印字されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取って、アプリで手続きしていただくと、ご自身のクレジットカード会社から保険料が引き落とされます。納付の利便性を更に向上させる取り組みとして、税とともに準備を進めているところです。

山中委員：インターネットバンキングなどの納付は口座振替率の中に入ってきますか。

山下G長：口座振替率には入ってきません。ここでいう口座振替率は、金融機関の口座から振替した割合と年金から天引きしている割合の合計を示しています。

山中委員：私が社会保険から国民健康保険に切り替わった時に、納付書が世帯主の名前で送られてきました。そのときに口座振替依頼書も同封されていたので当然申し込むものだと思った時に、自分自身が納付するのに世帯主は主人になっているので少し戸惑いましたが、そのような問い合わせはありますか。

山下G長：その点については、よく問い合わせがあります。

国保の納付書は世帯主宛てに送付することになりますが、世帯主ご自身は勤務先の社会保険に加入しており、これは自分の分ではないということで、加入者である息子や奥さん任せになってしまい、その結果滞納となってしまうケース

があります。

世帯主に賦課することは制度の仕組みとして変えられないものです。

黒柳委員：民間委託による口座登録勧奨は、具体的にどういうことをやるんですか。

山下G長：窓口での国保加入手続きの際に、口座振替登録をされていない方に対して、改めて口座振替依頼書を送付させていただき、日数を少し空けて、「先日依頼書を送らせていただきましたが、手続きをお願いします。」と、電話で勧奨するものです。

前嶋委員：4ページの後発医薬品について、ジェネリックに替えることによって、金額としてどのくらい効果が出ていますか。

安間課長：差額通知を出したことにより、平成27年度は約1,200万円、平成28年度は約970万円、平成29年度は約3,400万円の効果額がありました。平成29年度が増えている要因は、後発医薬品の対象が増えたことによるものです。

黒柳委員：私は保険証にジェネリックシールを貼って、ジェネリックを処方してもらいますが、事業者やお医者さんはどんなアプローチをされているのでしょうか？お医者さんの中で話はされるのでしょうか。おじいちゃんおばあちゃんはジェネリックではないものが出されているという話を聞いたことがあります。委員に先生方もいらっしゃいますけれども、どんな調整をされているか教えてください。

磯部委員：医師会からお答えします。

厚生労働省において、後発医薬品の推進は行われていまして、現在は各医療機関に対して、なるべく後発医薬品を出すように、出した方が医療機関としては点数が高くなる設定をしています。つまり、医療機関としては診療報酬を得るためにむしろ後発医薬品を出した方が有利だということで、そのように取り組んでおります。

薬局の方に関しては品川先生からお話があると思います。

品川委員：薬局では、調剤報酬でもできるだけジェネリック医薬品を勧めることということで、薬局窓口では、処方箋受付時にまずジェネリック医薬品か先発医薬品かを確認し、先発医薬品を希望される方にもジェネリック医薬品のメリット等を説明して、なるべくジェネリック医薬品を使っただけよう心掛けています。

浜松市においては相当数ジェネリック医薬品への切り替えが進んでいると思います。市から差額通知が届き、ジェネリック医薬品に替える患者もたくさんいらっしゃいますので、市の取り組みは効果があると感じています。

高員会長：ありがとうございました。

それでは、議題（3）「答申案について」、協議に入ります。まず、事務局より答申案の説明をお願いします。

《座馬補佐から説明》

高員会長：ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、まず答申案1ページの「保険料率、賦課限度額及び法定軽減、基金の活用」の3点について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

高員会長：前回の議論の中で、野澤委員から質問いただいた、高齢化の進展によって国保運営にどのような影響があるのか、という点を盛り込み、収支見込については、前回及び今回説明いただいたとおり、概ね保険料は据え置きでやっていけるといふ答申案を示しました。

賦課限度額及び法定軽減については、国民健康保険法施行令が改正されることがほぼ確実な情勢ですが、改正後の規定に合わせていくという趣旨の案を示しました。

基金については、前回黒柳委員からご質問をいただいて、基金の性質をご理解いただいたかと思いますが、今後の予期せぬ医療費の増加やさらに高齢化が進んだ時の対応のためにとっておくというイメージかと思っています。

高員会長：それでは、委員の皆様を確認させていただきます。

市長からの諮問事項であります「令和2年度国民健康保険料率等」につきまして、本協議会としましては、保険料率は「据え置き」、賦課限度額及び法定軽減については、国民健康保険法施行令が改正された場合は本市においても同様とする、ということよろしいでしょうか。

また、基金の今後の活用についても、答申案のとおりよろしいでしょうか。

《異議なし》

高員会長：ありがとうございました。

それでは、保険料率は「据え置き」、賦課限度額と法定軽減については政令の改

正に合わせる、基金の活用についても、案のとおり答申したいと思います。
引き続き、答申案2ページ目、国民健康保険の運営に関する答申内容について
協議します。

概ね、これまでの審議どおりに反映されていると思われませんが、議題（2）の
事務局の説明や、委員の皆様からのご意見を踏まえ、なにかご質問、ご意見が
ありましたらお願いします。

高貝会長：前回、黒柳委員から収納率に関するご質問をいただいて、向上対策について、
案のとおり示しています。

また、品川委員からは最新の行動経済学のナッジ理論を取り入れてはどうかと
ご提言があり、先進的な手法の活用という形で盛り込みました。

黒柳委員から高額新薬の負担が顕著になった時、国に対して支援を要望してい
くというお話が出ましたが、それについて明示することはいかがですか。

黒柳委員：料率増改定の必要もないので、今の段階では明示しなくて良いと考えます。

高貝会長：ありがとうございます。

よろしければ、この内容で答申したいと思います。最終の推敲等につきましては
は、私と入江代行に一任していただいてよろしいでしょうか。

《異議なし》

高貝会長：ありがとうございます。

また、市長への答申につきましては、1月15日（水）を予定しております。
本運営協議会を代表して、私と入江代行で行いたいと思いますが、いかがでし
ょうか。

《異議なし》

高貝会長：ありがとうございます。

では、そのように対応させていただきます。

それでは、議題（4）「その他」について、事務局からお願いします。

《座馬補佐から説明》

《部長挨拶》

高貝会長：ありがとうございました。

以上で令和元年度第3回浜松市国民健康保険運営協議会を閉会します。

議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

《閉会》

議事録署名人

被保険者代表

保険医又は保険薬剤師代表